

2023（令和5）年4月24日

水戸検察審査会御中

## 補足意見書の提出と参考人候補について

審査事件令和5年（申立）第1号

審査申立人

■ 印

連絡先：■

不起訴処分を不当とする理由を補足する意見書と、証人尋問していただきたい参考人の候補について、別紙の通り提出します。お取りはからいの程よろしく申し上げます。

2023（令和5）年4月24日

水戸検察審査会御中

## 不起訴処分を不服とする理由について（補足）

審査事件令和5年（申立）第1号

審査申立人

㊟

連絡先：

審査申立書に記載した「不起訴処分を不当とする理由」について下記の通り補足します。

### 記

・昨年8月10日発足の第2次岸田内閣で初入閣した葉梨康弘衆院議員が、法秩序の維持を担う法務大臣にふさわしい政治家なのか、これまで法令や社会規範を守ってきた政治家なのかを検証するため、葉梨議員が代表を務める二つの政治団体の収支報告書を調べたことが告発の発端です。

・両収支報告書には、日付・支出額・支出先が同一の「国旗代」が記載されていました。収支報告書とともに提出されていた領収書写しをそれぞれ開示請求したところ、発行番号が同一である上、宛先欄に紙片を貼り付けたような痕跡があったことから領収書の偽造を強く疑いました。このため、審査申立人は昨年9月17日付で、葉梨議員と会計責任者を水戸地検に告発しました。報道機関の取材に対して、葉梨議員側は事務的な単純ミスを強調しながらも、領収書の偽造を認めるに至りました。

・水戸地検も含めて検察庁は検察官同一性を原則として、法務大臣を最高の長とする国家行政機関です。法務大臣は検察官それぞれに指揮命令ができる立場にあり、個別事件に対しては検事総長を介するとはいえ、指揮することは可能です。

・こうした関係の下で、水戸地検は「元上司」に気遣って寛大な不起訴処分にしたのではないかと不信を抱かざるを得ません。身内に厳しく処遇してこそ法治国家としての信用は保たれるのであり、元法務大臣に甘い今回の処分はその信用を大きく傷つけるものです。

・また、あて名欄に紙を貼って偽造するという単純な手口は、収支報告書に添付提出すべき領収書が原本でなく写しとされている盲点を突くものです。今回の行為を厳しく処断しなければ、偽造がますます横行し、政治資金規正法を形骸化させることにつながります。

以上

2023（令和5）年4月24日

水戸検察審査会御中

## 証人尋問していただきたい参考人について

審査事件令和5年（申立）第1号

審査申立人

④

連絡先：[REDACTED]

審査に当たり参考人として証人尋問していただきたい方は下記の通りです。ご検討の程、よろしく申し上げます。

### 記

#### ▽氏名

[REDACTED]氏（東京税理士会上野支部所属）

#### ▽連絡先

[REDACTED]税理士事務所

所在地：〒110-0016 東京都台東区 [REDACTED]

電話： [REDACTED]

サイト： [REDACTED]

#### ▽証人尋問していただきたい背景と理由

・被告発人の葉梨康弘衆院議員が代表を務める政治資金管理団体「信和政経懇話会」（以下懇話会）の令和2年分収支報告書（以下収支報告書）において、[REDACTED]氏は登録政治資金監査人（以下監査人）として「政治資金監査報告書」（以下監査報告書）を令和3年5月20日付で作成しました。

・監査報告書で[REDACTED]氏は政治資金適正化委員会作成「政治資金監査マニュアル」（令和元年7月改定版、以下マニュアル）に基づき、懇話会の主たる事務所で監査を行ったと記しています。同マニュアルでは「領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならない」（P11）と明記されていることから、[REDACTED]氏は領収書の原本を確認すべき立場にありました。

・茨城新聞記事によれば、本件領収書について葉梨議員側は「『信和政経懇話会』と印刷された紙を宛名部分に貼り、宛名を書き換え処理」と偽造を認めています。このような方法で書き換えられた領収書ならば、現物を一目見ただけで異状に気付くはずであり、まして税理士でもある■■■■氏にとって領収書の真偽を判別するのは容易なことです。

・加えて、同マニュアルでは1万円超の「高額領収書」について「明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある」場合、政治資金監査人は真正なものか会計責任者に確認し、真正でないと判断した際は監査報告書に別記しなければならないと規定されています（P19）。本件領収書は額面26,180円であることから「高額領収書」に該当します。すなわち「明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある」本件領収書をめぐって■■■■氏は会計責任者に対し、宛名書き換えの理由をただし、領収書の真偽を判断すべき立場にありました。

・領収書偽造の発覚を免れるため、宛名を書き換えた領収書の原本を葉梨議員側が■■■■氏に確認させなかったことも想定されます。事実ならば、悪質の極みであり、起訴して公判の場で厳しく問いただされるべきです。

・以上の通り、■■■■氏は本件領収書偽造の経緯などを解明する上で不可欠な人物です。ぜひとも■■■■氏への証人尋問をお願いします。

#### ▽関連資料

・収支報告書と監査報告書は総務省サイトの下記 URL から閲覧・取得できます。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/seijishikin/contents/SS20211126/102840.pdf](https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/contents/SS20211126/102840.pdf)

・政治資金監査マニュアル（令和元年7月改定版）は下記 URL から閲覧・取得できます。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000631289.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000631289.pdf)

・茨城新聞記事「葉梨法相 国旗代を二重計上」は同社サイトの下記 URL で閲覧できます。

[https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f\\_jun=16645535068860](https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16645535068860)

以上